

2007.01.025A

厚生労働科学研究費補助金  
厚生労働科学政策科学  
総合研究事業（政策科学推進研究事業）

# DV被害者の支援に関する ガイドライン作成に関する研究

平成19年度研究報告書

主任研究者 石井 朝子

平成20(2008)年3月

## はじめに

ドメスティックバイオレンス（以下DVとする）は、世界的に家庭の中に存在する暴力です。その被害者の殆どが女性であり、DVは被害女性の身体的・精神的健康に深刻な影響を与えていていることが国内外の調査によって明らかにされてきました。またDVの存在する家庭には児童虐待も高い頻度で存在し、またそのような家庭で育った子どもは男女共に、心身に大きな影響を受けるとも報告されています。

しかし日本のDVに対する本格的な取り組みがはじまったのは、最近のことです。実際に被害が存在していることは多くの調査で明らかにされてきましたが、他の先進諸国に比べると、危機介入技法の確立・精神的健康の問題把握と回復、各支援機関におけるネットワークシステムの構築などいずれの面でも立ち遅れているのが実状であり、被害を受けた女性やその子どもが助けを求めて、健康を回復するための適切な支援が受けられない状況が少なくありません。

DV被害を防止し、生じた被害に早期に介入し、短期的かつ長期的に被害女性及びその子どもの安全と回復を図り、また加害配偶者の暴力行動の変容を図ることは、すべての人の精神的健康の基盤である健全な家族関係を築くために必須のことです。これらの目的のためには、今後さらなる、厚生労働行政における積極的な施策の展開が必要となるでしょう。

これまでに厚生労働省からの委託研究事業としてDV被害女性とその子どもを対象に、その暴力の実態を明らかにすると共に、PTSDの有病率、抑うつ、不安、自己評価の低下など、DVの精神保健への影響とその要因を調査してきました。また被害女性のグループミーティングや被害母子への介入プログラムを支援機関で編成したうえで、継続的に運営し心理教育やグループワークの効果検証も実施しました。

本ガイドラインのテーマは、「わが国におけるドメスティックバイオレンス－DVの理解とその被害者への具体的支援」とし、これまでに得られた実証的なデータをもとに、DV被害が女性とその子どもに及ぼす深刻な影響を具体的に示唆したうえで、支援者がより現実的な支援策を講じるための手がかりとなることを期待して作成しました。専門的な事柄ができるだけわかりやすく紹介し、DV被害者支援にはじめて関わる各支援機関の職員、医師、心理士、弁護士、看護師、保健師等の専門家も適切にかつ均質な支援が提供できることをめざしました。本ガイドラインが、現場の多くの支援者に手にとっていただき、支援者の方々の一助になれば幸いです。

平成20（2008）年3月

DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究  
主任研究者 石井 朝子

# Contents

## 目次

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| はじめに .....                          | 1         |
| <b>第1章 DVについて .....</b>             | <b>5</b>  |
| 1. DVの定義と実態 .....                   | 6         |
| 2. 暴力の構造 .....                      | 8         |
| 3. DV被害者の理解—DVが与える影響 .....          | 9         |
| 4. なぜ被害者は逃げないのか? .....              | 15        |
| 5. なぜ加害者は暴力をふるうのか? .....            | 17        |
| <b>第2章 法的支援 .....</b>               | <b>21</b> |
| 1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 .....  | 22        |
| 2. 別居中の生活費 .....                    | 28        |
| 3. 離婚へ向けて .....                     | 29        |
| 4. 日本司法支援センター（法テラス）による犯罪被害者支援 ..... | 31        |
| <b>第3章 DV被害者への支援 .....</b>          | <b>33</b> |
| 1. 相談 .....                         | 34        |
| 2. 避難・追及対応、在宅支援 .....               | 38        |
| 3. 自立支援 .....                       | 43        |
| 4. 特別な支援 .....                      | 52        |
| <b>第4章 評価尺度 .....</b>               | <b>55</b> |
| 1. 暴力の実態（DVS）尺度 .....               | 56        |
| 2. PTSDの評価尺度 .....                  | 58        |
| 3. うつ病の評価尺度 .....                   | 62        |
| 4. 子どもに対する評価尺度 .....                | 65        |

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| <b>第5章 DV被害者支援機関の機能と役割</b>      | 67  |
| 1. 主な被害者支援機関                    | 68  |
| 2. ワンストップ支援の紹介（久留米市）            | 84  |
| <b>第6章 DV被害者への心理療法・介入プログラム</b>  | 91  |
| 1. DV被害者への支援における留意点             | 92  |
| 2. 被害女性への心理療法                   | 95  |
| 3. 被害女性への心理介入プログラム～うつと不安障害を中心に～ | 100 |
| 4. 被害児童への心理療法                   | 106 |
| 5. 被害児童への心理介入プログラム              | 109 |
| <b>7. 支援者のメンタルケア</b>            | 115 |
| 1. 支援者のセルフケア                    | 116 |
| 2. セルフケアのチェック                   | 119 |
| <b>資料</b>                       | 121 |
| 日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧     | 122 |
| 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言               | 124 |

# 第1章 DVについて

DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究



# 1. DVの定義と実態

## DVの定義

「ドメスティックバイオレンス」とは英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「DV」とは、配偶者又は親密な関係にある（元配偶者及び元恋人を含む）男女間の暴力をいい、被害者の多くは女性です。暴力は、身体的暴力だけでなく、「精神的」「性的」など様々な形で複雑に重なりあって、長期にわたり反復的に行われることが特徴です。さらに、暴力は、家庭内など密室の中で慢性的に行われることが多く、表面化しにくいという特徴をもっています。

また、暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差などがあげられ、個人の問題として片付けられないような社会構造的问题も大きく関係しています。

男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として女性に対する暴力は絶対に防がなくてはならないことなのです。

例：結婚生活15年である。夫は、何か気に入らないことがあると不機嫌になり、暴力をふる。周囲にあるものを破壊し、「出て行け、殺すぞ」と大声を張り上げる。これまでに何度も子どもをつれて実家に逃げては、「もう二度と暴力はふるわない」と謝罪され連れ戻されている。

## DVの形態

| 身体的暴力   | 心理的暴力   | 性的暴力                                     |
|---|---|--|
| 身体的に脅かしたり、暴力をふるったりする行為。平手打ち、殴打、蹴る、やけどを負わす、首を絞める、髪を引っ張る、引きずりまわす、突き倒す、ケガをするような物を投げる、等 | 大声でどなる、実家や友人との付き合いを制限する、電話やメールをチェックする、無視して口をきかない、人前でバカにする、大切なものを壊す、生活費を渡さない、子どもを連れ去る、等<br>また生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれることがあります。 | 見たくないポルノを見せる、性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、等 |

本ガイドラインでは、いくつかの事例が提示されていますが、いずれも創作されたものであり、現実のケースではありません。

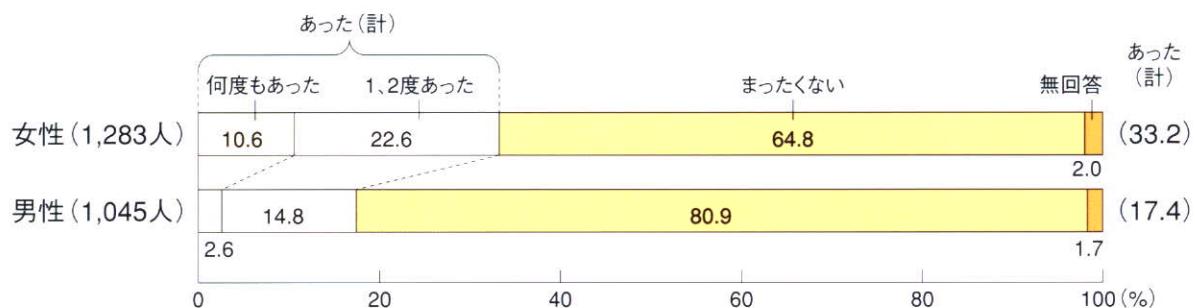
## 暴力の実態

内閣府が平成17年度にこれまでに結婚したことのある人（女性1283人、男性1045人）を対象として実施した「男女間における暴力に関する調査」の報告書によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から、「身体に対する暴行を受けた」人は女性26.7%、男性13.8%、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」人は女性16.1%、男性8.1%、「いやがっているのに性的な行為を強要された」人は女性15.2%、男性3.4%でした。

また「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが『何度もあった』という人は、女性では10.6%、男性では2.6%でした。男女間における暴力について、依然として被害が潜在しているなど、深刻な実態が改めて浮き彫りとなりました。

### 配偶者からの被害経験

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。



「男女間における暴力に関する調査」報告書〈概要版〉 内閣府男女共同参画局

## 2. 暴力の構造

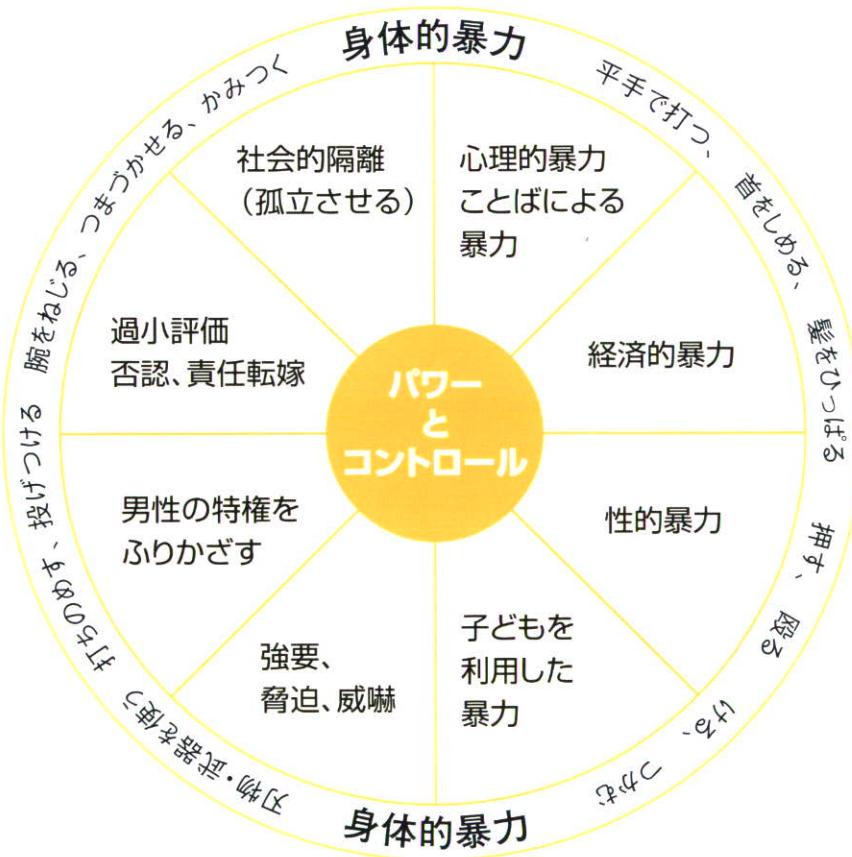
### 暴力の構造

DVの暴力の構造を知ることは、被害の早期発見と適切な介入支援を実施する上で重要です。健全な人間関係においては、相手の存在を認め、尊重していくことで公平な関係を築くことができます。しかし、DVにおいては、加害者は、妻または親密な関係であるパートナーをまるで自分の所有物のように扱い、人間として対等に向き合おうとしません。その結果として、対等な関係は成立せず、被害者はパートナー間において公平な関係が存在することを想像することすら出来なくなってしまいます。

DV被害は、前述のように多様な暴力がふるわれます。暴力が存在する関係には、一方が相手を支配する主従関係が成立します。これを「パワーとコントロール（力と支配）」の関係が存在するといいます。

身体的暴力のように比較的外から見えやすい暴力の影には、外からは見えにくい心理的暴力・性的暴力・経済的暴力などが隠れて行われており、見えにくい暴力が動力となって、身体的暴力をさらに加速させていきます。このようなDVの構造の特徴を表したのが、パワーとコントロールの車輪です。

パワーとコントロールの車輪



# 3. DV被害者の理解 —DVが与える影響

## 1) 女性への影響

### 1 身体的外傷被害

DV被害は、病気やケガ、心身の不調など健康問題全般に発展することが知られています。被害を受けた女性は、治療が必要な状態で相談窓口を訪れることもあります。しかし、被害者は、自分がDV被害者の当事者であることを認識していないことも少なくないため、支援者は、被害の状況及び程度を把握することが求められ、医学的なDV被害の影響を知ることにより、的確な早期介入が可能となります。

#### 〈急性期の症状〉

殴る、蹴る、たたくなどの身体的暴力を受けると、キズ、打撲、ねんざのような外科的な問題が生じます。身体的暴力は、暴力を受けた直後にみられるものと、症状が慢性化して、後遺症となってあらわれるものと大きく2つに分けられます。

#### 〈暴力直後の症状〉

- 激しい痛み、出血、捻挫や骨折
- 鼓膜が破れる
- 顔面骨折
- 眼底出血
- 歯が折れる
- クビの圧迫
- タバコなどによるやけど
- 強制的な性行為による外陰部のキズ

#### 〈慢性的な症状〉

長期にわたり反復的に身体的暴力を受けている被害者は、日常的にキズや打撲といったケガを繰り返しています。しかし、治療が一時的であったり、またはまったく受けられなかったりすると症状は、悪化することもあります。また精神的な暴力も受けすことによって、被害者は、慢性的な身体症状として残り、頭痛や腰痛などの慢性疼痛となってあらわれます。さらに重篤になると、後遺症として長期間続くこともあります。後遺症は、広範囲にあらわれ、さまざまな障害がでてきます。たとえば繰り返し、足を蹴られている被害者は、次第に膝の痛み、腰痛、股関節の痛み、頭痛となってあらわれ、痛みの範囲が拡大します。

## DV被害の記録

医療機関を受診したり、治療したりしたことの記録があることは、被害者が暴力をふるわれていたことの証拠となりえるものです。また、客觀性を高めるために、スケッチや写真を用いることも有用です。



### 【スケッチ】

写真であらわすことが、難しい痛みやしびれなどの症状や兆候を記録する時には、身体の図に「ここが痛い」、「つれたような違和感がある」など、被害者の訴えを具体的に記入するとよいでしょう。

### 【写真撮影】

記録に写真が加わることは、記録全体の信頼性を高めることになります。

#### 【写真撮影のポイント】

- 1) 写真撮影は、被害者からの了解を取った上で行います
- 2) はじめに全身を撮影します。一枚の写真の中に顔とケガが写るように撮影し、日付を入れます。
- 3) 次にケガの部分のクローズアップを撮影します。
- 4) 写真は厳重に保管し、外部流出しないよう注意します。

\*デジタル写真は、改ざんすることが可能と考えられることから、できれば従来のフィルムカメラや使い捨てタイプのカメラを併用してください。

出典：人体百科人体シェーマ（人体解剖図）

#### 参考文献

Judith S. Gordon, *Helping Survivors of Domestic Violence. The effectiveness of Medical, Mental Health, and Community Services.* Garland Publishing, Inc. NY. (1998)

## 2 内科的な被害

DV被害は、身体的外傷のみならず、その痛みから筋肉が緊張して疲れやすくなり、抑うつ症状を呈したり、また免疫状態の低下によるインフルエンザなどへの易感染性が報告されています。また精神的ストレスによる、内科的な病気として、高血圧症や胸部痛（循環器症状）、過敏性大腸炎（機能性消化器疾患）などを起こしたりすることがあります。被害者からの不調の訴えは、症状が一定せず、日によって具合の程度や部位がちがっていたりする、「不定愁訴」といわれるものも少なくないため、周囲からは、仮病としてみられてしまうこともあります。そのため支援者の不適切な発言により二次的被害を起こす危険性があるため注意する必要があります。

支援者は、病院への継続的な受診をうながすようにしましょう。時に被害者は、受診に否定的であることもあります。支援は、被害者の気持ちに寄り添うように、また、回復の希望が見込まれることを示して受診をすすめることが大切です。

被害者の後遺症に対しては、整形外科や麻酔科もしくはペインクリニックを紹介することもよいでしょう。

### 3 精神的な被害

#### 〈心理的被害〉

暴力は、うつ病、解離性障害（心と身体が一致していないという感覚をもつ疾患）、境界性パーソナリティ障害（Borderline Personality Disorder: BPD）、摂食障害などの病気に関連していると言われています。

薬物・アルコール依存症が見られることも少なくありません。特に避難直後は、急性期の混乱も重なり、被害者はかなり不安定な精神状態にあると考えられます。不安、多弁、物音への過敏、落ち着きの無さが目立つ一方で、無表情、無口、無気力が目立つ場合があります。支援者の質問に対して上の空だったり、話に一貫性がなかったり、時には加害者をかばう発言さえもあります。

特にDVは、長期間繰り返され、その影響は、身体的・精神的に深刻な影響を与えます。例えば、心的外傷後ストレス障害（Posttraumatic Stress Disorder: PTSD<sup>\*1</sup>）、急性ストレス障害（Acute Stress Disorder: ASD<sup>\*2</sup>）があげられます。また、精神的暴力や性的暴力などを受け続けると、パーソナリティにまで及ぶ多様な影響があらわれ、これを複雑性PTSDと呼ぶこともあります。

#### i) うつ状態（抑うつ状態）

DV被害は、うつ状態をひきおこす原因となります。うつ状態になると、思考力や集中力が低下するため、支援者が繰り返し説明することでようやく理解することができたり、また決断することができないことがあります。被害者がうつ病かどうかを知るには、うつの評価尺度（第4章）を参考にしてください。支援者は、保健・医療の専門家と連携して、できるだけ早く受診することをすすめましょう。

抑うつ気分：「気が滅いる」「晴ればれしない」などの感情面の異常であり、うつ状態の前段階症状である。

うつ状態： 主症状は、抑うつ気分と精神活動の抑制である。身体面では睡眠障害（不眠、ときに過眠）。

食欲不振、身体各部の痛み、心悸亢進、口渴、発汗、めまい、頭痛など多彩な症状を示す。

うつ病： うつ状態を特徴とする感情性精神障害であり、症状は最低2週間以上続く状態である。

精神科ポケット辞典（新訂版）（2006）弘文堂

#### ii) 複雑性PTSD

自然災害や交通事故などの単回の外傷体験の後、心理的影響を及ぼすPTSDは、よく知られていますが、DVや児童虐待のように、日常生活における暴力や恐怖が長期間反復的に生じている場合には、複雑性PTSDとして以下のような症状が現れてきます。

- ①感情のコントロールの変化：持続的な不機嫌、自己破壊的行動としての自傷行為<sup>\*3</sup>、爆発的な怒りがある
- ②自己感覚の変化：自責感と罪悪感、恥辱、孤立無援感
- ③加害者への感覚の変化：加害者との関係へのこだわり、かいがいしく世話をする
- ④意識の変化：解離、離人感、自分が存在している感じがない、自分に起こっていることが他人事のようにしか感じられない
- ⑤他者との関係の変化：引きこもり、人間不信、あるいは他人への依存
- ⑥意味体系の変化：希望喪失、人生に対する絶望感を持つ

\*1 PTSDとは、心的外傷（トラウマ）となる脅威のあるいは破局的な出来事を経験したり、目撃したりすることによって起こる精神症状や後遺障害のこと。

\*2 生命の危険を伴う体験としてのトラウマ直後の病態をいう。解離及び離人の要素がみられる。

\*3 自己の肉体の一部を傷つける行為。自殺を目的としてなされて未遂に終わる場合もあるが、それ自体完結した意味をもった行為である場合が多い。したがって必ずしも致命的箇所に加えられるとは限らず、手首、顔面、胸部などが選ばれる。

## トラウマティックボンディング：DV被害への対処メカニズム

DV被害者は、暴力に耐えるために、可能なかぎり安全でいるためにいろいろな対処方法を作り出してきました。しばしば支援者は、被害者の対処方法を理解できないことがあります。トラウマティックボンディングは、長期にわたり反復的に受けているDV被害に対する被害者の反応の1つであり、被害者が生き延びるための技能なのです。

### 加害者からの暴力の影響による被害者の感覚

- 1) 絶望感、無気力、無力感
- 2) 混乱または錯乱
- 3) 加害者が暴力を振るわず、やさしい態度をとられると、「ありがたい」と感じる。
- 4) 自分のアイデンティティや自尊心を喪失してしまう。自分は加害者の所有物にすぎなくなる。

### 被害者の反応

- 1) 加害者を喜ばせ、満足させようと常に努力する。被害者は孤立している場合が多いため、あらゆる面で自分を支えてくれているのは、加害者であると思い込む。
- 2) 自分に対する加害者の言動を受け入れた結果、罪悪感や恥辱、自己嫌悪を示す。
- 3) 受けている暴力は、たいしたことではないと感じ、まだ自分には希望があると思い続ける。
- 4) 支援者の助けが加害者からの暴力や報復をエスカレートさせると恐れていたり、加害者は本当は犠牲者であり、自分が守ってあげなくてはならないと思っている場合は、支援すると憤慨することもある。

## 2) 子どもへの影響

DV家庭で育った子どもは、そうでない子どもに比べて直接の虐待を受けていることが多いことは、臨床的にもよく経験されますし、研究でも明らかになっています。一方、直接の暴力ではなくても、家庭の中の暴力を目撃する（殴られている音や怒鳴りあいの声を聞くことも含まれる）こと自体が子どもに対する虐待であることは「児童虐待の防止等に関する法律」の定義にも明確に提示されています。つまり、DV家庭で生活をしていること自体が子どもに対する不適切な養育、つまり虐待に当たるのです。このことは、子どもの視点からもDVの予防と介入が重要であると同時に、DV家庭に育った子どもへのケアが必要なことを示しています。

### i) DV家庭に育った子どもに多い問題

DV家庭に育った子どもは、そうでない子どもに比較してどのような精神的問題を持つのかという研究は、アメリカで多くなされています。日本でもシェルターでの研究や母子生活支援施設での研究がありますが、いずれも、行動の問題や攻撃性、不安/うつの問題が指摘されています。内外の研究を総合してみると、幼児期には行動の問題が多くみられ、学童期には発達の問題、自尊感情の低下、学校での問題、対人関係の問題などが多いとされています。また、PTSDの診断基準を満たすか否かにかかわらず、何らかの臨床レベルのトラウマ関連ストレス（繰り返す悪夢、過度の驚愕反応、注意の問題、記憶の侵入など）を持つことが指摘されています。

## ii) 問題の背景としてのDVが与える子どもへの影響

### 1. 直接の虐待の影響

DV加害者は支配欲が強い場合が多くみられます。つまり、暴力は支配のために行われる傾向があるのです。パートナーを支配したがる配偶者は、子どもをも支配したがることが少なくありません。子どもが泣くだけで苛立って子どもに暴力をふるう場合もありますし、小さい頃はかわいがっていても大きくなると支配できなくなつて、自分の思い通りにならないことから暴力的になることも多く認められます。更に、支配の一形態として、性的虐待に至ることも臨床的に経験されることです。一方、DV被害を受けている親は自分自身の被害によるこころの傷つきのために無感覚になっていたり、自分が止めに入ることで更に暴力が激しくなるのを恐れて子どもを守りきれないことが多いのです。その結果、子どもにとっては親からの暴力というこころの傷に加えて、守ってもらえなかったというこころの傷が加わることになります。そのために、子どもたちは他者を信じられないという状況になったり、強い無力感をもったり、加害をしている親だけではなく、守り切れなかったDV被害者に対しても怒りをもつなどという結果につながります。特に被害者が子連れで配偶者から逃げて一安心したあとに、被害者に対する怒りが爆発することも少なくありません。そのような子どものこころの傷への理解が必要です。

### 2. DV家庭に育つことの影響

#### (1) 生活の中で繰り返されるトラウマ

子どもにとって激しい暴力を目撃するだけでも大きなトラウマです。それに加えて、「DV目撃」と言われる状況は、本来自分が安全に守られて安心した中で発達を達成すべき“巣”としての家庭で、暴力が繰り返されているという状況です。生活の中で繰り返されるトラウマは一回の大きなトラウマに比べて異なる反応を示すことが多く、発達への影響も強いものになると考えられています。子どものトラウマ研究の第一人者であるレノワ・テアは、子どものトラウマを、一回の大きな恐怖体験による1型トラウマと、繰り返される恐怖体験による2型トラウマの二種類に分類しました。そして、1型トラウマの場合は、いわゆるPTSD症状、つまり再体験<sup>\*4</sup>、回避・麻痺症状<sup>\*5</sup>、過覚醒症状<sup>\*6</sup>が主となりますが、2型トラウマの場合は、否認<sup>\*7</sup>、解離<sup>\*8</sup>、怒りなどが強くなり、典型的なPTSD症状がみられないことも多いことを報告しています。つまり、生活の中で繰り返されるトラウマは、何事もなかったようにふるまってみたり、自分が自分でないような状態を作り出してみたり、激しい怒りの噴出があったり、という反応になりがちです。そのような反応は、その場では自分を守るための反応です。しかし、子どものころにそのような反応が出ることは、その後の発達に大きな影響を与えます。否認や解離という反応を示す子どもは、最初はDV目撃の時だけにその反応を示すのですが、徐々に年齢が上がるにつれて、自分にとってストレスとなることがあると、否認や解離に至ることが多くなります。たとえば、勉強をしなくてはならない時に乖離してしまうなどの反応が見られるようになってしまいます。そのようなことが発達に及ぼす影響は強いものです。その他、DVの場合は特に以下のような心理的影響に注意が必要です。

\*4 フラッシュバックなどがあり、外傷的出来事の記憶が、その時の生々しい感覚や著しい苦痛を伴ってよみがえる。悪夢のかたちで繰り返す場合もある。子どもでは、外傷的出来事をテーマとした遊びを繰り返す場合もある。⇒再演、ポスト・トラウマティック・プレイ、反復的行動がみられる。

\*5 遊びの幅が狭まり、自分の将来が著しく制限されてしまったような感覚が生じ、人・人生・将来に対する態度の変化が見られる。「大人になれない」「人生これから先何がおこるかわからない」「自分を守ってくれる人なんていない」などと思い込むことがある。

\*6 危険を予測して常に身構え、神経が張りつめた状態となり、些細な物音に驚いたり、不眠・落ち着きのなさなどがみられることがある。

\*7 ある現実を知覚しながら、それを認めてしまうと不安、恐怖をひきおこすような場合、その現実をそのものとして認める 것을しない自我の防衛機制の一つである。

\*8 トラウマとなる出来事の際に、子どもは、自分を守るためにその感覚や記憶、認知などを「切り離し（解離）」、それが自分に起こったことではないかのように位置づける。例）重要な出来事を覚えていなかったり、思い出せない。自傷行為があるが覚えていない。など。

## (2) 安全感の喪失

DV家庭に育つと言うことは、本来安全であるはずの家庭が安全ではない中で育つということです。従って、子どもに必要な安全感・安心感が育たないので。常に緊張が強いられたり、身構えた中で生きていかなければなりません。また、子どもは安全な中で育つことで、安心感を得て、他者を信頼するようになります。しかし、常に安全ではない世界の中で育つことで、他者を信頼できなくなることに繋がります。

## (3) いつ崩れるか分からぬ不安

DV家庭では楽しい時間の中で突然暴力が始まるということが少なくありません。子どもたちは、楽しんでいる時もいつ崩れるかわからないという不安を持ちます。ですから、楽しいはずのことも楽しめなくなるのです。DV加害者は子どものそのような不安を快く思いません。「これほど楽しませているのに」という意識になり、突然怒り出すこともあります。すると、子どもにとっては、突然悪い方に変化する不安は更に高まることになります。ここに悪循環が生じるので。DV家庭では、その悪循環で暴力がエスカレートしていくことも稀ではありません。

## (4) 罪悪感・無力感

子どもは自分中心に周囲を認識します。そのせいで、何かが起きるとすぐに自分のせいであると思いがちです。その結果、親から親への暴力も原因が自分のせいであると思ったり、止められない自分を責めたりすることも多いものです。何とか止めようと親の間に立つこともあります。しかし、非力な子どもがDVを止める事はできません。その結果、強い無力感を感じてしまいます。このような罪悪感や無力感が自己評価の低下に繋がり、自分に自信が持てなくなってしまいがちです。

## (5) 暴力での解決モデル

家の中で最終的な決着が暴力でもたらされることを常に目撃している子どもが、問題解決は暴力でなされるものだと認識するのは不思議ではありません。自分の周りで何か解決しなければならないことがあると、弱者への暴力で解決しようとしてしまうことに繋がります。その結果、家庭のみならず学校などの他の場面でも暴力的になる子どもは少なくありません。

## (6) 権力支配のモデルと保身

DV家庭では強者が弱者を支配する構図が続き、子どもにとってはそれが当然だと言う認識が出来上がります。時には弱いものが悪いという考え方になることもあります。弱い存在であるDV被害者に怒りを向けることも少なくありません。また、当然のことですが、弱い存在である子どもたちは、自分の身を守るために強者であるDV加害者の側に立とうとします。それが更にDV被害者を苦しめることにもなるのです。

### 参考文献

- Jouriles EN et al. Child abuse in the context of domestic violence : prevalence, explanations, and practical implications. *Violence Vict.* (2008) 23 (2) : 221-235.  
永末貴子ほか ドメスティックバイオレンス被害児童の暴力の実態と精神健康. *ストレス科学* (2007) 21 (4) 51-60  
精神科ポケット辞典 (2006) 弘文堂  
心的トラウマの理解とケア 第2版 (2006) じほう

## 4. なぜ被害者は逃げないのか？

DV被害女性は、生命の危険にさらされる暴力を受けながらも加害者のもとから逃げ出せずにいるケースが少なくありません。加害者から「家を出るな」「誰かに相談するとただではおかしい」と脅迫されることから行動できない場合があります。被害者に安全な避難場所がなかったり、その場所を知らなかったりすることもあります。

一方、DV被害の事実を他人に隠しておきたいという思いや、周囲の理解や支援が得られない場合さえあります。実家の両親や兄弟姉妹に相談したときに、「多少のことは我慢しなさい、別居や離婚は思いとどまるように」と説得され、逃げるよりも我慢することを余儀なくされます。

多くの被害者は、繰り返される暴力によって、ストレスから健康を害し体力、気力が減退するため、正常な判断を下すことが難しくなり、本来もっている力がそがれてしまっているのです。

特に「お前が悪い」、「お前は、生きている価値のない人間だ」と言われ続けていると、自尊心（自己肯定感）が弱められます。被害者自身が「自分は、何もできない人間だ、自分の方が悪いのかもしれない」と思い込み、避難する行動を起こしにくくなってしまいます。

時に被害者は、加害者が激しい暴力のあとに一転してやさしくふるまうことで、「暴力は、愛情の表現かもしれない、いつか変わるので」などという期待をいだき、被害が長引く要因にもなっています（図：虐待のサイクルを参照）。

一方、被害者は、加害者を残して避難することは、加害者を見捨てることにつながり「この人は、自分がいないとダメ」であると考えていることがあります。また、「子どもには父親が必要である」などのさまざまな思いで避難できなくなっているのです。

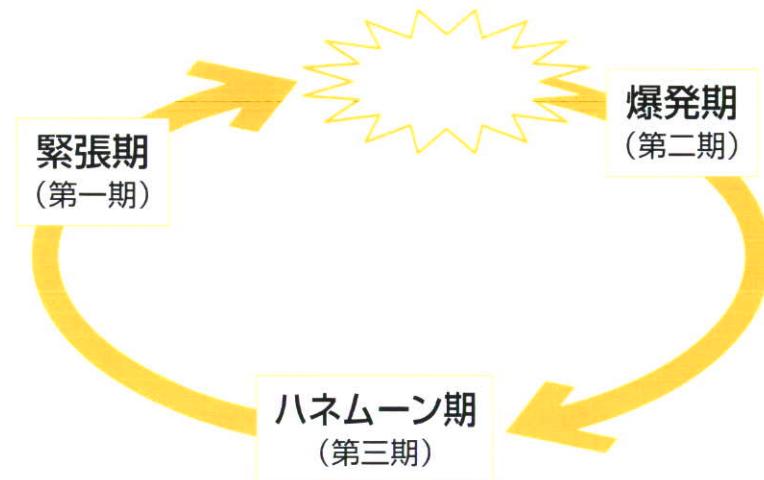
先述の「パワーとコントロールの車輪」が動き出し加速すると、暴力はますます激しくなり、被害者は、「逃げたらもっとひどいことをされるかもしれない、殺されるかもしれない」という恐怖心から逃げ出すことが困難となる場合があります。

「DV被害者はいつでも逃げられるはずだ（それなのに逃げようとしない）」という社会通念は、「加害者との縁を切れば、暴力は終わる」という間違った思い込みが根拠となっていると考えられます。しかし、実際に加害者は、自分のもとを離れた被害者をつけまわし、時には脅して、とのさやにおさめようします。別の時が、最も加害者が被害者やその子どもを殺害し、自分も自殺する危険度の増すときであるといわれています。

そのため、被害者は、暴力から逃れるためにこれまで築いてきた人間関係や社会的地位を断って、見知らぬ土地で、ひっそりと生活をしなければならなくなります。被害にあって避難したからといって、すぐに就業できるとは限りません。経済的自立に対する不安も足かせとなります。

被害者がなぜ、逃げないのか、それは、実にさまざまな要因が重なりあって、簡単には逃げられないのです。DV被害者支援において「逃げる」ということは、重要な支援ではありますが、まずは、被害者自身の抱えている現状や思いを理解することが重要であると考えられます。

## 「虐待のサイクル」



### 参考文献

- 「男女間における暴力に関する調査」報告書 内閣府 男女共同参画局 (2006)
- 「ドメスティック・バイオレンス」、「夫からの暴力」調査研究会著 (2002) 有斐閣選書
- 「The Battered Women」、Lenore E. Walker (1979年) Harper perennial

# 5. なぜ加害者は暴力をふるうのか？

## 加害者は暴力を「選んで」いる

「キレた」とか「こらえきれずに爆発した」といった表現が示すように、私たちは、暴力を自然な感情の爆発だと思ってはいないでしょか。抑えていたストレスや怒りが、むくむくと頭を持ち上げ、まるで火山の噴火のように、ドカンと爆発する。それが暴力だと思っていないでしょか。加害者は、周期的に噴火する火山みたいな存在なのでしょか。

しかし、よく考えてみると、そうではないことに気づきます。会社では、どんなにイライラしていても、上司に向って怒りを爆発させることはできません。近所の奥さんに八つ当たりすることもありません。外では、ちゃんと自制して、暴力をふるいはしないのです。それが、妻や子どもに対しては、些細なことでも、大声を上げたり、物を投げたりします。それも、家の中で、誰も見ていない状況がほとんどです。来客や配達員の目の前で、妻子を殴ってみせる加害者はいません。

ということは、「こらきれずに爆発する」というのはウソだということが分かります。時と場所、相手に応じて、暴力をふるったり、ふるわなかったりしているからです。つまり、時と場所、相手を「選んで」暴力をふるっているのです。

もし本当に周期的に爆発せずにいられないなら、外でも爆発するはずでしょう。ところが、上司には礼儀正しくペコペコし、近所の奥さんには愛想よくニコニコしています。どんなにストレスが溜まっていても、決して暴れたりしません。

実は、加害者は暴力的でないストレス発散の方法を心得ています。例えば、会社で嫌なことがあったら、帰りがけにちょっと一杯飲んで、憂さを晴らすといった具合です。スポーツジムで汗を流すことだってできます。

それなのに、妻や子どもに対してだけ、怒鳴ったり殴ったりするのです。他人には暴力を振るわないのに、妻子を狙い撃ちにして暴力をふるうということは、暴力を「選んで」いるということになります。

加害者が暴力を「選んで」いる証拠はいろいろあります。

たとえば、殴るとしても、顔ではなく、腹部を殴ります。顔の傷は目立ちますから、暴力を振ったことがバレてしまいます。しかし、腹部なら、骨が折れる心配もありませんし、傷が残っても服で隠れて見えません。頭を叩くときも、髪の毛のある部分を叩きます。こぶができるても、髪に隠れて見えないからです。

また、警察官がやってくると、今までスゴイ顔で怒鳴っていた加害者が、急に穏やかな顔になり、静かな声で落ち着いて話します。警察官の前では、良い夫を上手に演じ、「大したことではありません、ちょっとした夫婦喧嘩です」とごまかします。本当は妻の首を絞めていたのに、です。

被害者の相談を受ける際には、被害者と一緒に、こうした加害者の行動を詳しく分析して、加害者が暴力を「選んで」いる事実を明らかにしていきましょう。そうすることで、悪いのは被害者ではなく加害者なのだということが納得できるようになるでしょう。

## 暴力の目的は「支配」

それでは、なぜ妻や子どもにだけ暴力をふるうのでしょうか。いじめることが楽しいのでしょうか。痛めつけるのが趣味なのでしょうか。

そうではありません。暴力には目的があります。怒鳴ったり、物を投げたり、睨んだりするのは、「痛い目にあいたくなければ、言うことを聞け」という命令を伝えることが目的です。つまり、怖がらせて、操ろうというわ

けです。相手が言うことを聞けば、暴力は一旦停止します。思い通りに操るという目的を達したからです。

もし相手が言うことを聞かなければ、殴ったり蹴ったりが始ります。それは、「言うことを聞かない罰として、こうして痛い目にあうのだ」と思い知らせるためです。しばしば加害者は、暴力をふるいながら「謝れ！」と迫ります。そして、被害者が謝るまで暴力をふるい続けます。被害者が謝れば、悪いのは被害者だということになってしまいます。そして、加害者の暴力は「悪いものを懲らしめる行為」として正当化されてしまうのです。

包丁を突きつけられたら命が危ないということは明白です。物が近くに飛んできたら、次は自分が痛い目に遭うかもしないということは明白です。暴力ほど分かりやすいメッセージはありません。そのメッセージは、「オレの言いなりになれ」という命令であり、「言うことを聞かないオマエが悪い」という懲罰なのです。つまり、暴力とは、命令と懲罰とを伝えるコミュニケーション手段なのです。しかも、直接的で、怖さが「身に染みる」のですから、これほど効果的なコミュニケーションはありません。

そして、怖いから、恐ろしいから、痛い目にあわないとために言うことを聞いてしまうとしたら、それは加害者の思う壺です。暴力とは「怖がらせ、操る力」なのであり、暴力をふるう目的は、相手を思い通りにコントロールすることなのです。「恐怖」を手段として妻と子どもを「支配」すること、それが暴力を「選ぶ」理由です。

しかし、相手が自分より強ければ、暴力でコントロールすることはできません。上司を殴ったら、自分のほうがクビになります。近所の人を怒鳴ったら、お付き合いを断られるでしょう。もちろん、警官に逆らったら、逮捕されてしまいます。外で暴力を使えば、自分が損をします。だから、加害者も、外では暴力を「選ばない」のです。

## なぜ暴力が「選べる」のか

それでは、どうして妻や子どもに対しては、暴力が「選べる」のでしょうか。それは、加害者のほうが、いろいろな意味で「強い」立場にいるからです。

第一に、多くの場合、加害者のほうが妻より体格が大きく、体力も強いでしょう。身体的暴力を用いて闘えば、加害者が勝つ可能性が高いわけです。それで、殴る蹴るといった身体的暴力が「選べる」のです。性的暴力を「選べる」のも、同じ理由です。

第二に、多くの場合、加害者のほうが妻より収入があります。専業主婦の場合は特に、夫の収入に対する依存度が高まります。それで、加害者は経済的暴力を「選べる」のです。

第三に、多くの場合、加害者は口が達者です。「口下手だから手が出る」というのは大きな誤解で、加害者は、様々な理屈を並べて、自分の要求を正当化します。「料理の味付けが下手だ」とか、「掃除が行き届かない」とか、「子どものしつけがなってない」などと難癖をつけて、妻を追いつめます。被害者の多くが、「いつのまにか言いくるめられてしまう」と証言しています。そのうえ、「バカ」とか「クズ」とか、様々な言葉の暴力によって妻を貶め、逆らえない心理状態に追い込んでいきます。

第四に、多くの加害者はマインドコントロールが巧みです。自分が絶対であり、自分に逆らうことなどできないし、まして自分から逃げることなど不可能だということを、巧みに相手に信じ込ませる力を持っています。

このように、多くの面で、加害者は被害者より「強い」立場に立つことができます。それで、暴力が「選べる」のです。

暴力が「選べる」もう一つの理由は、暴力によって支配したり、支配されたりすることを、様々な場面で学習しているという事実があります。

家庭で、父親が母親を殴っているのを見れば、子どもは「男は殴ってでも女にいうことを聞かせていい」と学習します。さらにはほとんどの場合、子ども自身も被害に遭うため、「大人は子どもを殴って支配してもいい」と学習します。困ったことに学校でも体罰をうければ、同じことを教師からも学んでしまい、「大人は子どもを殴って支配してもいい」という考え方方がさらに強まります。さらに世間一般では暴力は頻繁に目にします。テレビドラ

マでも、しばしば男は女を殴り、「愛しているから殴るのだ」などというセリフさえ聞こえます。今なら戦争のニュースで空爆の様子が繰り返し放送されます。これでは、「強い奴は弱い奴に爆弾を落としていい」とテレビを通して教育しているようなものでしょう。

児童虐待を「してしまう」親には自分も子どもの頃に親からの虐待を受けていたことが多いと言われますが、これも「学習の結果」です。自分が親になったときに、かつての自分の親を見習っているのです。トラウマの爆発ではありません。その証拠に、虐待を受けて育った人でも、近所のおじさんが優しくしてくれたといった経験があると、親ではなく、その優しいおじさんを見習って、暴力をふるわない大人になることができます。

DVや児童虐待を体験した子どもたちは、小さい頃は男女差なく同じような症状を示します。情緒不安定になったり、心身症になったり。また、学校に行っても家で何が起こっているのか心配で、勉強に集中できず多動になったり、お母さんが心配で学校に行けないと不登校になったりもします。

それが、思春期になってくると男の子と女の子で学習することが違ってきます。自分と同じジェンダー（性別）の大を見習ってしまうのです。それで、男の子は「俺も女性を力で支配していいんだ」と学習します。力で支配されることを身にしみて体験しているし、それがいけないと罰せられる場面を世の中で見ることもないとなればなおさらです。女の子は暴力を受け続ける母親の姿を見て「女なんかどうしようもない」と自尊心が低下し、女である自分はどんなにあっても仕がないと考えてしまうかもしれません。ジェンダーによって見習うモデルが違うので、同じように児童虐待の被害者であったり、DV家庭で育っていたりしても、男の子は加害者になり、女の子は被害者になるというわけです。

こうして、DVや児童虐待の体験を通して、男の子は暴力を「選べる」ようになり、女の子は暴力を受け入れられるようになってしまいます。

## 加害者は変わらない

最後に、加害者はなかなか変わらうとしないということを強調したいと思います。多くの加害者が暴力を「選び続け」ます。なぜなら、暴力には、手っ取り早く簡単に、妻を「怖がらせ、操る」ことができるという「うまみ」があるからです。

相手が怖がるというのは、おいしいことです。なぜなら、「オレは強い」と思えるからです。強いということは、特に男のジェンダーにとっては男らしくていいことで、自分が男らしいと実感できます。さらに、相手を操れるというのは、たまらなくおいしいことです。なぜなら、「オレは偉い」と思えるからです。自分の思いどおりに相手が自分にサービスをしてくれるのですから、王様気分が味わえます。

この状況を、自分から捨てる理由は何もありません。暴力を使うことで「うまみ」を味わっていたのに、止めたら「うまみ」がなくなり、王様でいられなくなるわけですから、積極的に変わる理由は何もないのです。おかげに、多くの加害者が、妻を「支配」するのは夫として当然の権利だと思っています。自分が悪いとは少しも思っていません。むしろ、女房に逆らわれる自分こそ可哀想だと、自分こそ被害者だと思っているくらいです。また、だからこそ、暴力を「選べる」のだとも言えます。

## まとめ

DVは、心の病とかコミュニケーション不足が原因で発生するものではありません。暴力は病気ではありません。加害者は、暴力は相手をコントロールするために非常に有効で手っ取り早い手段だと学習し、時と場所、相手に応じて「選んで使って」います。

もう一つのポイントは、加害者は「訳もわからずに暴力をふるっている」わけではないということです。モヤモヤライラクして、本当はしたくないのに、意味もなく暴れているんだろう、常軌を逸しているとか、狂っている

るとか、暴力は「普通ではない」と思ってしまいがちです。しかし、そうではないのです。相手を「支配」するという明確な目的が、暴力にはあるのです。加害者は、「怖がらせ、操る力」を駆使して、妻と子どもを「支配」しているのです。

繰り返しますが、暴力には命令と懲罰というメッセージがこめられています。暴力は、このメッセージを伝えるコミュニケーション手段なのです。加害者は、一番有効なコミュニケーションの方法として、暴力を「選んで」いるのです。

参考文献：沼崎一郎『なぜ男は暴力を選ぶのか—ドメスティック・バイオレンス理解の初步—』かもがわブックレット（2002）